令和５年７月１２日

新居浜市長　石川　勝行　様

新居浜市農業委員会

会長　　藤田　幸正

新居浜市農業施策に関する意見書について

　日頃より、新居浜市農業委員会の運営におきましては、格別なご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や農業後継者不足による遊休農地の増加、食の変化、農産物価格の低迷、特に米価の下落などの要因、加えて新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農産物の消費の減退や市場価格の低迷と、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、燃料や肥料等の価格が高騰し、農業者にとって大変厳しい状況が続いております。

　新居浜市の農業についても、工業都市として発展した経緯もあり、小規模兼業農家が大半を占めており、異常気象による農産物の品質低下や有害鳥獣による農作物被害も多数報告されており、生産意欲の減退による農業離れ、担い手不足、そして市内の農地面積も減少し続けている状況となっております。

こうした中、農業委員会では、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられている「農地等の利用の最適化の推進」に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、「担い手への集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に努めております。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正により、「人・農地プラン」が法定化され、市町村は地域の将来の在り方、農地利用の目標地図を含めた「地域計画」を策定することとなり、農業委員会は、市町村の求めに応じて、農地の所有者・利用者の意向を把握して目標地図の素案を作成することとなりました。

　そこで、新居浜市農業委員会では、こうした農業を取り巻く状況に対応するため、新居浜市農業の振興と新居浜市民へ安全で安心できる新鮮な新居浜産農作物の安定的な供給と、農業者が安心して営農が継続できる農業づくりを進め、全ての農家が共存共栄できる社会となるよう、農業委員会等に関する法律第３８条の規定に基づき、新居浜市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見を提出いたします。

１　担い手の確保と育成

新居浜市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、減少による担い手不足等により深刻な状態が続き、農地の細分化、転用による農地の減少が進む大きな原因となっている。農地を保全することは、農業生産力を維持するだけでなく、環境保全機能にも寄与し、災害時の貴重な防災空間となるなど多様な機能を有し、農業従事者を含めた市民生活全般に恩恵をもたらすこととなる。そのためにも、担い手の確保と育成は急務であり、次の支援策を講じること。

（１）新規就農者の育成支援対策

新規就農者育成総合対策事業を積極的に活用し支援すること。また、ハウスの設置補助の外、農業機械の購入、農舎の建築等に対する支援の対策を実施すること。農地の集積とあっせんの支援をすること。

県外からの移住者や新居浜市出身で定年退職し帰ってくる者等に向けて、本市農業の長所や、新規就農の動機付けとなる支援策を市のホームページ等を活用して積極的に情報発信すること。

（２）後継者対策

認定農業者への支援として、国、県に頼らない市独自の補助金の支援を創設し、農業者の生産意欲の拡大を積極的に図ること。

また、原油価格や肥料価格の高騰の影響が続くと見込まれることから、認定農業者以外の農家についても、経営が不安定にならないよう支援策を講じること。

市の農業振興担当職員を増員するとともに、ＪＡ等農業関係機関と連携した農業施策を推進すること。

（３）定年退職者等への就農支援

各関連機関が実施している研修や栽培講習会についての情報を広く周知すること。

技術習得や経営相談等について、必要に応じた適切な支援体制を強化するとともに、就農を開始する際の資金面の支援についても検討すること。

（４）農作業の請負事業の立ち上げ

地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に容易に取り組むことができるようＪＡの共同機械利用者部会とも協力しながら、機械が入らないような小さなところにも対応できるような人材支援等を含めた体制を整えること。

共同機械利用件数を安定した数字で維持できるよう、農業機械更新時の補助等について、ＪＡと連携しながら対応すること。

（５）地域計画の策定（人・農地プランの法定化）

目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集約化等を進めるため、幅広く関係者に参加を呼びかけ、農業委員会、ＪＡ等関係機関と連携しながら地区における話し合いを進め、「地域計画」策定に取り組むこと。

２　地産地消の推進と食育の充実

新居浜市は小規模農家が多く、また、工業都市であり消費地としての性格も併せ持っており、地元農産物を地元で消費する地産地消には非常に適合した地域であると言えるが、農作物直売所では、農業従事者の高齢化によって生産者が少なく、品数が少ない等問題点もある。地産地消の推進は、農業従事者と消費者の結びつきの強化や地域の活性化に繋がることから、次の支援策を講じること。

（１）学校給食へ新居浜産農産物を活用できるよう、献立を含め計画的に生産し　　　　　　　　　　　　　　　供給できるような方法を関係機関と協力して検討すること。

　　令和６年９月から予定されている小学校給食のセンター化に向けて、新居浜産農産物の供給量増について、関係機関と協議を進めること。

（２）安全で安心できる新鮮な新居浜産農産物を販売する農産物直販所の利用促進を図るため、関係機関が連携してイベントや市民へのＰＲ活動を強化し、消費者のニーズにあった新居浜産農産物を安定的に提供できる体制づくりを図ること。

（３）新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上を図るため、ふるさと納税返礼品として農作物の拡充を行い、生産者に対する情報提供を行うこと。

３　有害鳥獣対策支援策の強化

有害鳥獣対策については、市・県においても予算措置され、被害防止の対策に取組まれているが、被害は依然として多く発生しており、中には人的被害も発生するなど深刻さは増すばかりで、対策が追い付いていない。

農作物への被害を食い止め、農業者の生産意欲をなくさないようにするためにも、引き続き有害鳥獣対策に積極的に取組み、次の支援策を講じること。

（１）有害鳥獣から農地を防護するための対策の予算措置を実施すること。新居浜市内での有害鳥獣対策モデル事業の実施、ロケット花火や爆竹の購入の補助、企業の協力、電気柵等地域での防護の啓発運動、有害鳥獣防護に対する支援策の強化、及び近年高騰する資材価格等に対応するため補助率のアップを図ること。

（２）有害鳥獣駆除には、関係機関との連携が不可欠であるが、猟銃使用者の高齢化と減少により、後継者の育成、確保が課題となっている。有害鳥獣駆除対策のために、広報誌等で狩猟免許について周知し、新規免許取得者の増加に向けての広報活動の推進を図ること。新たに狩猟免許取得に係る費用の一部を補助すること。また、市内に設置している箱わなの管理等、体制の強化を図ること。

（３）市街地にイノシシやサルが出没するケースが増えていることから、地元の自治会等地域で話し合いをして、地域で里山の管理をし、耕作放棄地をなくするような環境づくりを進めること。

４　計画的な農業生産基盤整備の実施

良好な営農環境を保持する上で必要不可欠な農業水利施設の維持・整備について、農業振興地域内農用地区域を優先した事業計画を策定し、国・県に対して必要な事業の実施を継続的に要望すると共に、市も計画的に事業を実施していくこと。また、近年、異常気象による想定外の災害が発生しており、本市でも甚大災害が発生する可能性があるため、関係機関との連携を密に、事前の対策に万全を期するとともに、大雨等の災害に強い農業生産基盤整備の推進を図ること。

（１）農業の発展と農地を集積し効率的な農業経営が行える生産基盤の整備が必要であることから、各土地改良区の実情に応じた維持管理と軽微な基盤整備を実施すること。特に傾斜や段差がある農地や、補修が必要な農道、水路等の農業環境を整えるための基盤整備に補助金を利用できるようにすること。

（２）農作業での安全性の確保と施設の保全のため、標準的な耐用年数を経過している、老朽化した農業用用排水路、農道の改良への予算の増額を図ること。